

建築基準法施行細則の一部を改正する規則案新旧対照表（抄）

改正案	現行規則
<p>（建築主等の変更）</p> <p>第十四条 許可、承認又は確認を受けた建築物、建築設備及び工作物で、その工事完了前に建築主、設置者又は建造主を変更しようとする場合は、建築主等変更届（別記様式第三号）を知事又は建築主事に提出しなければならない。</p> <p>（工事の取りやめ等）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 許可、承認又は確認（法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を除く。）を受ける前にその工事の計画を取りやめた場合は、取下げ届（別記様式第五号）を知事又は建築主事に提出しなければならない。</p> <p>3 完了検査又は中間検査の申請後において、その工事の計画の変更（法第六条第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、当該申請を取り下げなければならない。</p> <p>4 前項の規定による取下げは、取下げ届（別記様式第五号）を建築主事に提出することにより行わなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、法第十八条第十四項（法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第十七項（法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした場合について準用する。</p> <p>（定期報告を必要とする建築物及び昇降機等の指定等）</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第十二条第一項又は第三項の規定による報告の時期として規則第五条第一項又は第六条第一項の規定により知事が定める報告の時期は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第一項各号に規定する建築物については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して二年を超えない九月とする。</p>	<p>（建築主等の変更）</p> <p>第十四条 許可、承認又は確認を受けた建築物、建築設備及び工作物で、その工事完了前に建築主（設置者、建造主）を変更しようとする場合は、建築主等変更届（別記様式第三号）を知事又は建築主事に提出しなければならない。</p> <p>（工事の取りやめ等）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 許可、承認又は確認</p> <p>を受ける前にその工事の計画を取りやめた場合は、取下げ届（別記様式第五号）を知事又は建築主事に提出しなければならない。</p> <p>（定期報告を必要とする建築物及び昇降機等の指定等）</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第十二条第一項又は第三項の規定による報告の時期として規則第五条第一項又は規則第六条第一項の規定により知事が定める報告の時期は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第一項各号に規定する建築物については、前回の報告の日の属する月（初回については、法第七条第五項）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して二年を超えない九月とする。</p>

二 前項各号に規定する昇降機等（小荷物専用昇降機を除く。）で、昭和四十八年五月一日以後に、当該昇降機等について設置者又は築造主が法第七條第五項又は第七條の二第五項（これらの規定を法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものについては、当該検査済証の交付を受けた日の属する月（以下「検査済証交付月」という。）を初回とし、次回以降については、検査済証交付月に応ずる一年ごとの月とする。

三 前項各号に規定する昇降機等（小荷物専用昇降機を除く。）で、昭和四十八年四月三十日以前に、当該昇降機等について設置者又は築造主が法第七條第五項（法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものについては、昭和四十八年十月から昭和四十九年九月までの任意の月を初回とし、当該初回の月に応ずる一年ごとの月とする。

四 前項第一号に規定する小荷物専用昇降機で、昭和五十八年四月一日以後に、設置者又は築造主が法第七條第五項又は第七條の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものについては、検査済証交付月を初回とし、次回以降については、検査済証交付月に応ずる一年ごとの月とする。

五 略

4| 略

（工事監理者の設定及び変更の届出）

第二十八條 法第五條の四第二項の規定により工事監理者を定めた場合は、工事監理者設定届（別記様式第三号）を建築主事に提出しなければならない。ただし、規則第一条の三の規定による確認申請書又は規則第八條の二の規定による計画通知書に工事監理者を記載した場合はこの限りでない。

2| 前項本文に規定する場合において、当該工事監理者が建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士（以下「建築士」という。）であるときは、前項の届出書に同法第五條第二項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「建築士免許証」という。）の写しを添付しなければならない。

3| 第一項の工事監理者を変更した場合には、工事監理者変更届（別記様式第三号）を建築主事に提出しなければならない。

二 前項各号に規定する昇降機等（小荷物専用昇降機を除く。）で、昭和四十八年五月一日以後に、当該昇降機等について設置者又は築造主が法第七條第五項（

法第八十七條の二又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものについては、当該検査済証の交付を受けた日の属する月（以下「検査済証交付月」という。）を初回とし、次回以降については、検査済証交付月に応ずる一年ごとの月とする。

三 前項各号に規定する昇降機等（小荷物専用昇降機を除く。）で、昭和四十八年四月三十日以前に、当該昇降機等について設置者又は築造主が法第七條第五項（法第八十七條の二又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものについては、昭和四十八年十月から昭和四十九年九月までの任意の月を初回とし、当該初回の月に応ずる一年ごとの月とする。

四 前項第一号に規定する小荷物専用昇降機で、昭和五十八年四月一日以後に、設置者又は築造主が法第七條第五項又は第七條の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものについては、検査済証交付月を初回とし、次回以降については、検査済証交付月に応ずる一年ごとの月とする。

五 略

4| 略

規則第五條第三項又は第六條第三項の規定により知事が定める書類は、定期調査票（別記様式第七号）又は定期検査成績表・検査表（別記様式第八号）とする。

（工事監理者の設定及び変更の届出）

第二十八條 法第五條の四第二項の規定により工事監理者を定めた場合は、工事監理者設定届（別記様式第三号）を建築主事に提出しなければならない。ただし、規則第一条の三の規定による確認申請書
に工事監理者を記載した場合はこの限りでない。

2| 前項の工事監理者を変更した場合には、工事監理者変更届（別記様式第三号）を建築主事に提出しなければならない。

ない。

4 前項に規定する場合において、当該変更後の工事監理者が建築士であるときは、同項の届出書に建築士免許証の写しを添付しなければならない。

(工事施工者の設定及び変更の届出)

第二十九条 申請者又は法第十八条第二項(法第八十七条第二項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者は、規則第一条の三の規定による確認申請書又は規則第八条の二の規定による計画通知書に工事施工者を記載しなかつた場合においては、工事着手までに工事施工者設定届(別記様式第三号)を建築主事に提出しなければならない。

2 略

(指定確認検査機関による知事への通知)

第三十条 指定確認検査機関は、建築主、設置者若しくは築造主の変更、確認を受けた建築物、建築設備及び工作物の全部若しくは一部の工事の取りやめ、完了検査若しくは中間検査の申請の取下げ又は工事監理者若しくは工事施工者の設定若しくは変更の届出を受けたときは、その旨を知事に通知しなければならない。この場合においては、それぞれ第十四条、第十五条第一項若しくは第四項、第二十八条第一項若しくは第三項又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

(標識)

第三十一条 法第九条第十三項の標識は、別記様式第十四号のとおりとする。

第三十二条 削除

ない。

(工事施工者の設定及び変更の届出)

第二十九条 申請者

は、規則第一条の三の規定による確認申請書

に工事施工者を記載し

なかつた場合においては、工事着手までに工事施工者設定届(別記様式第三号)を建築主事に提出しなければならない。

2 略

(標識)

第三十条 法第九条第十三項の標識は、別記様式第十四号のとおりとする。

第三十一条及び第三十二条 削除